

意見書案第1号

平成30年8月3日提出

提出者 松山市議会議員 丹生谷 利 和
原 俊 司
河 本 英 樹
上 田 貞 人
岡 雄 也
岡 田 教 人
渡 部 昭
大 塚 啓 史
渡 部 克 彦
菅 泰 晴
角 田 敏 郎
雲 峰 広 行

平成30年8月3日 原案可決

「平成30年7月豪雨」による災害に関する意見書について

「平成30年7月豪雨」による災害に関する意見書を次のとおり提出する。

記

「平成30年7月豪雨」による災害に関する意見書

去る、7月5日から、九州・四国・中国・近畿地方など西日本を中心に、台風第7号及び停滞する梅雨前線等の影響により、記録的な豪雨による土砂崩れや河川の氾濫、浸水害などが発生し、多くの尊い人命が失われるとともに、地域住民の生活や産業にも甚大な被害をもたらした。

これらの災害により、家屋、道路・河川・上下水道等の公共施設、また農作物や農地・農業用施設などにも被害が及び、さらには断水等ライフラインに被害が発生したほか、鉄道の運休等の交通障害が発生した。

本市においても、降り始めから4日間で360ミリを超える観測史上最も多い降水量となり、4名の尊い命が失われるなど人的被害が生じるとともに、家屋の全壊・半壊等124棟、床上・床下浸水511棟、土砂崩れ260カ所、ため池被害60カ所、農林施設被害675カ所、漁港被害4カ所、市道の被害343カ所（平成30年7月30日現在）など多大な被害を受け、住民生活はもとより、地域経済への打撃も極めて深刻な状況にある。

こうした中、本市では、被災者への支援はもとより災害復旧に向け、全力で取り組んでいるところであるが、一日も早い復旧・復興のためには、国の強力な支援が不可欠である。

よって、国においては、被災者が日常の生活を取り戻すために必要な各種支援制度について、十分な財政措置を講ずるとともに、地域経済の回復のために必要な措置が講じられるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先 衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

財務大臣

総務大臣

農林水産大臣

経済産業大臣

国土交通大臣

内閣官房長官

内閣府特命担当大臣（防災担当）